

二戸市立中央小学校いじめ防止基本方針

二戸市立中央小学校

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心な学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組む、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により、暴力、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

4 いじめの未然防止のための取組

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切であるため、以下の事項に重点的に取り組む。

- (1) 授業の質の向上…「すべての児童の学力保障」
 - ・適度な負荷による刺激
 - ・学習形態の工夫
 - ・TTや専科による指導
- (2) 学習規律の徹底
 - ・伸びた背筋（「ペタ・ピン・グー」の徹底）
 - ・家庭学習の指導
 - ・元気な返事
- (3) 学級集団づくり
 - ・積極的な行動
 - ・明るいあいさつ
 - ・お互いの尊重
- (4) たくましい心身づくり
 - ・教科体育の充実
 - ・校内マラソン大会の実施
 - ・屋内外での遊びの奨励

- ・特設運動部への参加
- ・体をしっかり使った掃除の指導
- (5) 児童会活動の充実
 - ・縦割り班活動（みなわ集会）
 - ・委員会活動の充実
- (6) 人権学習、道徳教育の充実
 - ・一人一人のよさや違いを認め合える学習（「違う」ことを「多様性」として認め合う）
 - ・「いじめ」の本質や構造の理解

5 家庭・地域との連携

いじめ防止においては、家庭や地域の理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。「学校いじめ防止基本方針」を学校便りや学校ホームページに掲載し、広報活動に努める。また、PTA総会・役員会の各種会議、地区懇談会で、保護者・地域に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深める啓発を行うとともに、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう必要な啓発を行う。

6 教職員研修

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念をもち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。そのため、教職員の資質向上に向け適切な研修等を年間計画に位置付けて実施する。

- (1) 時期
 - ・定例4月（他に随時研修を行う）
- (2) 内容
 - ア いじめ問題への取組についてのチェックポイントによる自己診断
 - イ いじめの基本認識を含む、学校いじめ防止基本方針の確認
 - ウ いじめを理解するときの視点

7 いじめの早期発見の取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気付くこと、気付いた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて、定期的な面談や各種調査を行う。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

- (1) 朝の会、帰りの会、授業中、休み時間などの観察
 - ア 健康観察に答えるときの声や表情
 - イ 保健室来訪の様子
- (2) いじめアンケートの実施
 - ・年間3回実施（6月…学校生活ふり返りアンケート、9月、2月）
- (3) 学校生活ふり返りアンケートやアンケートをもとにした担任との個別面談の実施
- (4) 教育相談の実施
 - ・校長室前に相談箱を設置する。
 - ・スクールカウンセラーを含め、相談の機会を設ける。
- (5) 保護者にむけてのアンケートと面談の実施
 - ・アンケート年間3回実施（6月、9月、2月）
 - ・面談3回（4月家庭訪問…希望者、7月期末面談、12月期末面談）
- (6) いじめの相談窓口についての周知
 - ・24時間子供SOSダイヤル（いじめ相談電話）紹介カード
 - ・子どもの人権SOSミニレター

8 発見したいじめへの組織的な対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、いじめ(防止)対策委員会を開催し、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消まで行う。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、二戸市教育員会と連携を図り、二戸警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(1) いじめ問題の対処の流れ(別図参照)

(2) いじめの発見・通報を受けた時の対応の留意点

いじめに係る情報が教職員に寄せられた際は、他の業務に優先して、かつ、即日、情報を生徒指導主事⇒副校長⇒校長に報告し、速やかに組織的に対応につなげる。

(3) いじめへの対応

- ① いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、生徒指導主事⇒副校長⇒校長に報告する。
- ② いじめの報告を受けた校長は、いじめ(防止)対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取りを行い、その後の対応方針を決定する。
- ③ 被害児童のケアは、養護教諭や専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- ④ いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、助言を行いながら家庭と連携を図り、問題の解決に当たる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- ⑤ 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。
- ⑥ 校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。
- ⑦ いじめ問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成を目指したものとする。

(4) 被害児童及びその保護者に対する支援について

被害児童の主観的被害感情に支持的に対応し、その日の状況や学習について確認する。また、「いじめられた」と感じた際の具体的で有効な対処法を考える等、中長期的にSCとも連携し、継続的に支援を行う。

保護者に対しては、心配や不安を支持的に聞き取りながら今後の方針を伝え、継続的に支援を行う。

(5) 加害児童及びその保護者に対しての指導・助言について

加害児童の「行為」を止め、「いじめ」の基準の指導を行う。必要に応じて出席停止制度の運用を行う。保護者に対し、事実を説明、今後の支援方針について伝える。

(6) 集団への指導・支援について

「いじめ」があったことを知らせ、決して許される行為でないこと、止めさせる、知らせる勇気について指導を行う。

9 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われているいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ(防止)対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、二

戸市教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。

- (2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに二戸警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。

10 いじめ防止のための校内組織

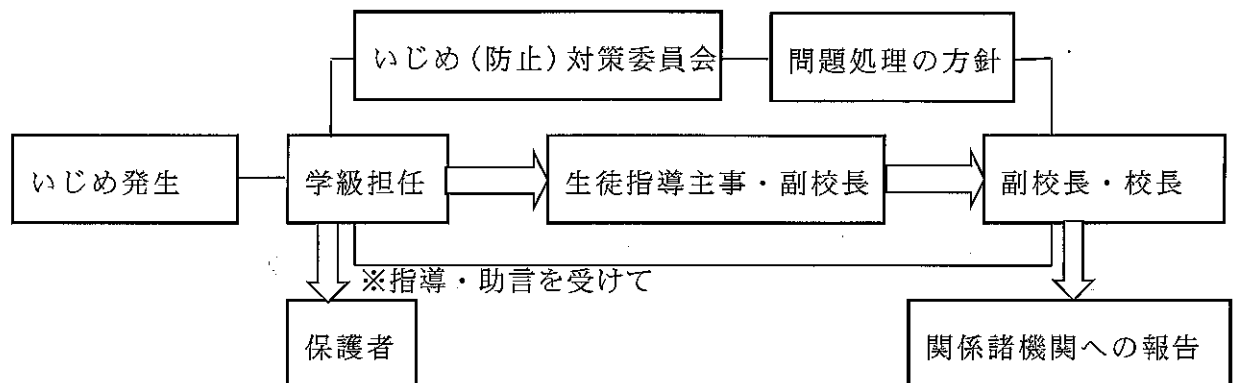
いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ(防止)対策委員会を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。必要に応じて臨時開催をする。構成員は以下のとおりとする。

＜いじめ(防止)対策委員会＞

＜臨時構成員＞ 校長、副校長、生徒指導主事、特別支援 Co、養護教諭、学年担任等

＜関係機関＞ 教育委員会、生徒指導連絡協議会、学校警察連絡協議会、児童相談所、民生児童委員、スクールガード、学校見守り隊等

【別図】 いじめ問題の対処の流れ



11 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第5章 総則28条第1項）

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- *なお、児童や保護者から上記の事態の訴えがあったときには重大事態と捉えるものである。

12 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（二戸市教育委員会）に報告する。
- (2) 児童・保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

13 重大事態の調査

＜学校が調査の主体となる場合＞

設置者の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ(防止)対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。

- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を学校の設置者（二戸市教育委員会）に報告する。
- (5) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。特に、関係者の個人情報には十分な配慮をする。
- (6) いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「いじめ(防止)対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

＜学校の設置者（二戸市教育委員会）が調査の主体となる場合＞

設置者（二戸市教育委員会）の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

1 4 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・いじめの未然防止にかかわる取組に関すること。
- ・いじめの早期発見にかかわる取組に関すること。